法人」という。）に係る地域経済牽引事業計画の承認を行った都道府県知事又は経済産業大臣に提出しなければならない。 2　［略］	経済牽引事業計画の承認を行った都道府県知事又は経済産業大臣に提出しなければならない。 2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　組合等の構成員の過半数が一般社団法人の社員であることを証する書面 二　組合等又はその構成員が法第四条第二項第一号に規定する促進区域で事業を行っていることを証する書面 三　組合等が一般社団法人から商標権の譲受けを申請することについて同意を得ていることを証する書面
［削る］	様式第一（第二条関係）
［削る］	［略］
様式	様式第一（第二条関係）
商標権譲受け申請書 年　月　日	［略］
［略］	様式第三（第四条関係） 商標権譲受け申請書 平成　年　月　日
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［略］

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。